

# 一般社団法人経営革新協会

## 定 款

平成23年 2月 1日変更

## 定 款

### 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人経営革新協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、主に中小企業新事業活動促進法に基づき、経営革新計画承認企業である「経営革新を果そうとする優れた中小企業」が連携し、会員相互が切磋琢磨して更なる成長と発展を遂げ、わが国経済の牽引役となる活動支援に寄与することを目的とし、その目的達成のために下記の事業を行う。

- (1) 勉強会（事業計画等の発表と精査、補助金等の研究）の開催
- (2) 各種委員会・研究会活動（産学官連携事業）等の推進
- (3) 講演会、セミナー、シンポジウム等の開催
- (4) 懇親会・交流会の開催
- (5) 各種媒体紙面等での広報
- (6) 経営革新等に係わる助言・指導
- (7) 前各号に附帯または関連する一切の事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

### 第2章 会 員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の6種とし、当面は特別会員である設立時社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し、中小企業新事業活動促進法に基づき経営

革新計画の承認を得た当該事業を主体的に遂行できる個人又は団体

- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 一般会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (4) 登録会員 当法人からの各種情報の取得、活動への参加を希望する個人又は団体
- (5) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者
- (6) 特別会員 設立時の社員であり当法人の立上げに貢献した個人又は団体

(入会)

第6条 当法人に入会しようとする者は、当法人所定の様式による申し込みをし、会長の承認を得るものとする。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員が、当法人を退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

2 会員が次の各号の一つに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 後見又は保佐の審判が確定したとき
- (2) 死亡し又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 法人又は団体が解散し又は破産したとき。
- (4) 会費を納入せず、督促後なお会費を半年以上納入しないとき。
- (5) 総社員が同意したとき

(除名)

第9条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したとき等、除名すべき正当な事由があるときは、社員総会の決議によって除名することができる。

この場合は、一般法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによる。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条 会員が前2条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。特別会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

(社員名簿)

第11条 当法人は、特別会員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(種類)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(構成)

第13条 社員総会は、特別会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、特別会員1名につき1個とする。

(招集)

第14条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各特別会員に対して発する。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総特別会員の議決権の過半数を有する特別会員が出席し、出席した特別会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該社

員総会において、出席した理事の中から、議長を選出する。理事全員に事故があるときは、出席した特別会員の中から議長を選出する。

(議事録)

第 17 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第 4 章 役員

(種類及び定数)

第 18 条 当法人に、理事 1 名以上 10 名以内を置く。

- 2 理事のうち、1 名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。
- 3 理事のうちから、副会長、専務理事及び常務理事各若干名を定めることができる。

(選任等)

第 19 条 理事は、社員総会の決議によって特別会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、特別会員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 総会が招集されるまでの間において、補欠又は増員のため理事又は監事を緊急に選任する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、理事の決定を得て、これを行うことができる。この場合においては、当該理事の決定後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。
- 3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事の互選により定める。

(役員任期)

第 20 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事は、第 18 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(職務)

第 21 条 理事は、業務の執行を決定する。

- 2 会長は、当法人を代表し、業務を統轄する。
- 3 副会長は、会長を補佐して、業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事の決定において予め定められた順序により、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、業務を総括する。会長及び副会長ともに事故があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 常務理事は、専務理事を補佐して、業務を処理する。

(役員報酬等)

第 22 条 役員は、原則無報酬とする。ただし、社員総会の決議を経て報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）として支給することができる。

(取引の制限)

第 23 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

## 第 5 章 基金

(基金の拠出)

第 24 条 当法人は、特別会員又は第三者に対し、一般法人法第 131 条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第 25 条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 26 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

---

(基金の返還の手続)

第 27 条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って、一般法人法第 141 条に規定する限度額の範囲で行う。

## 第 6 章 計算

(事業年度)

第 28 条 当法人の事業年度は、毎年 2 月 1 日から翌年 1 月末日までの年 1 期とする。

(事業報告及び決算)

第 29 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 2 号及び第 3 号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書

## 第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 30 条 当定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 31 条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

## 第 8 章 附則

(法令の準拠)

第 32 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

---